

第 29 回定例総会 令和 7 年 10 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、10 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件提出されていますので報告します。

土地の所在は、大字右松字〇〇番、地目：登記・現況ともに畑、面積 494 m²のうち転用面積 195 m²、申請者は、大字右松〇〇番地 〇〇、転用目的は農機具倉庫となっています。25 番委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

25 番 1 番について報告します。申請人は〇〇集落でピーマン、水稻を作付けされています。〇〇から南東へ 100m のところにある農地です。自己所有である申請地にトラクター等の農機具置き場として倉庫を設置するために申請されたものです。

局 長 また、相続届出 5 件、賃貸借合意解約 14 件、使用貸借合意解約 5 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 7 年度第 29 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 15 名 推進委員 15 名、合計 30 名の出席であります。本日の議案件数であります、4 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。5 番委員、19 番委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第 143 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 143 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 3 件であります。

議 長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 今回は 27 番委員と私（11 番委員）が会長の命を受けまして、10 月 20 日午前 9 時 15 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 5 条 3 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。なお、非農地証明には 15 番委員にも同行していただきました。

27 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇南東約 50m のところにある農地です。申請人が渡人より売買により所有権の移転を受け、事業用倉庫を建設するために申請されたものです。周囲は東側は畑、西側は市道、南側は宅地、北側は市道となっております。雨水は申請地南側に溜枡を新設のうえ、西側市道側溝へ接続して処理します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、敷地表面をアスファルトで舗装するとともに、東側の畑との境にコンクリートブロック 2 段を設置し防ぎます。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。申請地は都市計画区域内の用途区域内にあり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本案件は電気工事業を営んでいる受人からの資材置場という用途での申請です。土地の売買代金は〇〇万円です。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

11 番 農地法第 5 条の 2 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、
〇〇から南東へ約 400m のところにある農地です。申請人夫妻が申請人妻の
父である渡人より使用貸借により借り受け、一般個人住宅を建築するために申
請されたものです。周囲は東側は宅地、西側は市道、南側は畑、北側は市道と
なっています。雨水は敷地内の側溝から西側市道側溝に排水します。生活排水
は北側に公設される下水へ放流します。転用に伴う、土砂の周辺への流出につ
いては、周囲にブロックを設置し防ぎます。土地の周辺係者等への説明もされ
ているとのことです。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地とな
りますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一
同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に３番について特別調査員の報告をお願いします。

27 番 ３番について説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で、〇〇から南東へ約 200m のところにある農地です。申請人が父である渡人より使用貸借により借り受け、〇〇の資材倉庫としてコンテナ 2 基を設置するために申請されたものです。〇〇の栽培に使用する〇〇を入れるための倉庫です。申請地にコンテナを設置する際、大型の重機が必要となるため、事前に砂利を入れて鎮圧が必要ということで、天気がいい日に急遽行ったため、事前着工となっています。そのため違反転用を是正するための転用申請で始末書が添付されているのでご参照ください。周囲は東側は宅地、西側は畑、南側は市道、北側は水田となっています。雨水は自然浸透により排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、今後も懸念するところはありません。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。申請地は公共投資のない、小規模の農地の集団であり、第２種農地となります。調査員一同、許可やおなしと判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 本申請は使用貸借ということで、農地 2 筆のうち半分をすでに活用して砂利を敷いて造成しており始末書案件となっております。

議 長 ３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 144 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第 144 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書 2～4 ページの通り、申請件数は 10 件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a 当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 1 番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、国富町の受人への贈与による所有権移転となります。渡人と受人は親戚関係です。申請地は〇〇地区を〇〇に向かい〇〇の手前から東へ 500m 進んだ左側の農地です。現地には飼料作物を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラ 1 台、草刈機 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 説明がありました 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

12 番 受人は農業をやめていると思いますが、また開始するということですか。

15 番 兼業農家として水稻を作付けされています。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に２番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 ２番を説明します。今回の申請は所有者が亡くなり、相続人全員が相続放棄したため、相続財産清算人が選任され財産の管理処分をされます。農地については現在、〇〇さんが作付けされている所を譲るという事で、併せて西側の道路を挟んだところにある耕作放棄地まで譲りたいと言われ贈与を受けることになりました。大変苦勞して草払いをされました。受人は〇〇集落で水稻200aを作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター２台、コンバイン１台、軽トラ２台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました２番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に３番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

22 番 ３番を説明します。高鍋町の渡人から、穂北地区〇〇の受人への売買による所有権移転となります。申請地は受人の〇〇から南へ約 300m のところにある農地です。受人は〇〇で〇〇を 800a 作付けしています。現地には〇〇を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は〇〇１台、常用管理機 １台、乗用防除機 ２台、軽トラ １台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円、総額〇〇円です。受人は〇〇の代表者の息子になります。

議 長 説明がありました３番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

13 番 4 番を説明します。三財地区〇〇集落の渡人から、三財地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地はお手元の地図をご参照ください。受人は〇〇集落で水稻、施設きゅうり、ゴーヤを全体で 300a 作付けしています。現地には野菜を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はコンバインや田植機は作業を委託しているためありませんが、トラクター 3 台、軽トラ 2 台、普通トラック 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は 10a あたり〇〇万円、総額〇〇万円になります。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議 長 説明がありました 4 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 5 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

6 番 5 番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の〇〇への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 150m のところにある農地です。受人は〇〇集落で飼料用稲を中心に作付けしています。現地には飼料用稲を作付け予定で農地として利用されることを確認していま

す。農機具はトラクター2台、軽トラ1台など所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は10aあたり〇〇万円、総額〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議長 説明がありました5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に6番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 6番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約100mのところにある農地です。受人は〇〇集落でにら、スイートコーンを200a作付しています。現地はこれまで受人が30年ほど耕作され、現在はハウスニラを作付けしており、農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター3台、コンバイン3台、軽トラ1台、田植機1台、2トンダンプ1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円です。農地が青地であり受人が認定農業者であるため、あっせんの案件になります。

議 長 説明がありました 6 番について、農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 6 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 7 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

7 番 7 番を説明します。三納地区〇〇集落の渡人から、三納地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南へ約 1km のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やWCSを 230a 作付けしており、繁殖牛農家です。現地にはWCSを作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 2 台、田植機 1 台、軽トラ 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。補足ですが、渡人は体調の関係で農業をやめるということで、所有している農地全てを売りたい意向です。そのため、今後も同様の案件が提出されると思わ

れますのでよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10aあたり〇〇万〇〇千円です。

議 長 説明がありました7番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に8番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

4 番 8番を説明します。宮崎市の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約150mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やハウスピーマン5.5haを作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ2台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明がありました8番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 渡人と受人はどういう関係ですか。

4 番 他人ですが、渡人が以前より売買の意向がありましたが条件が悪く受人がい

なかったため贈与の意向に変わったことで、受人へ声をかけたところ合意となりました。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 9 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

18 番 9 番を説明します。宮崎市の渡人から、都於郡地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北東へ約 600m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻や露地野菜 200a を作付けしています。現地には千切り大根を作付けしており、今後も農地として活用されることを確認しています。農機具はトラクター3台、コンバイン1台、軽トラ2台、田植機1台、軽トラ2台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は総額〇〇万円、10a あたり〇〇万円です。この申請地は白地であるため、第3条での申請となります。

議 長 説明がありました 9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 10 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

28 番 10 番を説明します。宮崎市の渡人から、穂北地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約 500m のところにある農地です。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 1 台、軽トラ 1 台を所有し、その他リース機械を利用するため農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願いします。

議 長 説明がありました 10 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 145 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 145 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。

利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

賃貸借設定分として議案書 5～10 ページのとおり 10 件であります。

議 長 説明のありました 10 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

5 番 3 番の渡人と受人はどういう関係でしょうか。

事務局 親戚関係ではありません。渡人が離農することになり耕作者がいなくなるため、同じ集落の渡人が使用貸借により耕作することとなりました。

13 番 5 番の受人は水稻や施設園芸をされていると思いますが、畑で何を作付けされるのですか。

事務局 ねぎを作付け予定です。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 146 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 146 号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書 7 ページの通り 1 件であります。

議 長 1 番について地元委員の説明を求めます。

15 番 1 番を説明します。申請地は都於郡地区〇〇集落にある農地と〇〇集落にある農地です。申請人が管理されている農地ですが、10 年以上耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であります。また農用地ではなく公共投資の対象にもなっておらず、優良農地でもないことから非農地判断事由 5 に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

—————協 議 会—————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 50 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

5 番

19 番
